

《少路2丁目地区地区計画》

※このパンフレットは「少路2丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

1. 壁面の位置の制限

(1) 建築物※は計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはなりません。

※住宅、兼用住宅で建築基準法施行令第130条の3で定めるものを除きます。

(2) (1)の壁面の位置の制限の適用除外【②の場合は、1.5m以上は必要です。】

①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であるもの

②物置などで、軒の高さが2.3m以下でかつ床面積の合計が5㎡以内であるもの

2. 建築物の高さの最高限度

2.5m

3. 建築物の緑化率（1000㎡以上の敷地が対象）

25%以上

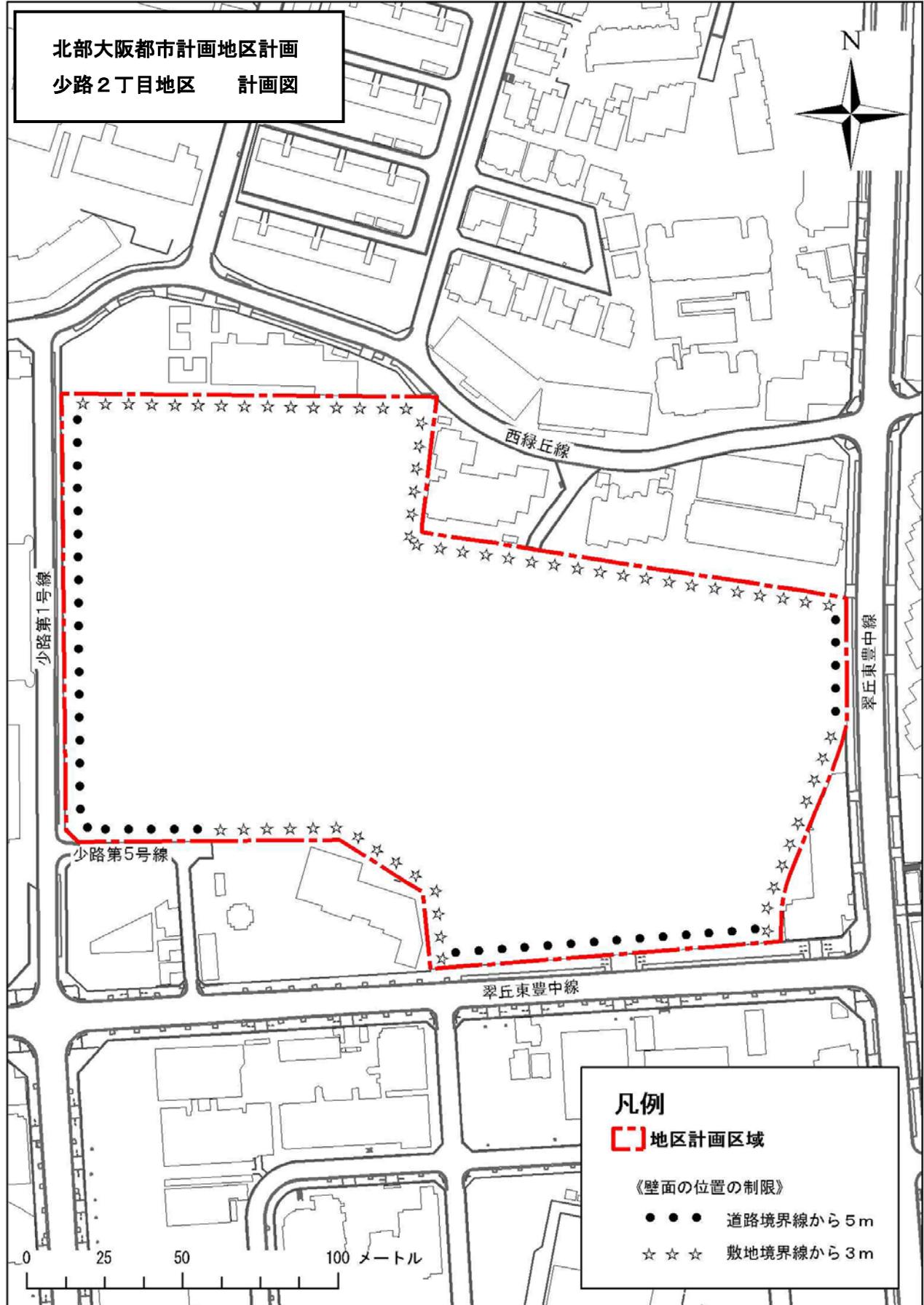
$$\text{緑化率} = \frac{\text{緑化施設※の面積}}{\text{敷地面積}} \geq \frac{2.5}{10}$$

※緑化施設：都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化施設

4. 垣又はさくの構造の制限

垣又はさく（門柱などは除きます。）は、生垣、ネットフェンス、鉄柵などの開放性のあるものにして下さい。（高さ2m以下の門又は塀で、1.6mを超える部分を開放性のあるものとした場合は、この限りではありません。）

北部大阪都市計画地区計画
少路2丁目地区 計画図



凡例

 地区計画区域

《壁面の位置の制限》

● ● ● 道路境界線から5m

☆☆☆ 敷地境界線から3m